

ごねんじていえん  
31. 護念寺庭園

■ 指定日

平成24年2月28日

■ 種別

兵庫県指定名勝

■ 年代

江戸時代

■ 所在地

朝来市和田山町玉置

■ 所有者

護念寺



■ 内容

近世後期に作庭された池泉鑑賞式庭園。魚伏山の傾斜面を築山として石組を施し枯滝や蓬莱山等を表現する一方、下部には排水を兼ねた池泉を配する。立面構成に力点を置いた構成がなされている。池泉の周辺まで急斜面の石組みが達し、そそり立つ溪谷が湖面に映る景観を演出している。

護念寺は天正年間(1573～1592)に開創され、弘化4年(1847)になって相空上人により再興されたと伝える。同庭園については、形式などから考えて近世後期の作庭と考えられ、寺の再興と前後する時期に整備されたものであろう。

護念寺の庭園は、菩提寺とした豪商の永田家が、出入りの庭師につくらせ寄進したとの伝承を持つ。この庭師は近世後期に活躍した岩崎清光と考えられる。岩崎は近江国(現滋賀県)伊香郡大浦出身で、江戸で修業した後に近江や但馬で活動をしていたことが知られている。護念寺庭園の急斜面を利用した配石や立面を重視した構成、枯れ滝の形式などは、岩崎が手がけた滋賀県高島市の極楽寺庭園(滋賀県指定名勝)などとも共通している。

県内の近世以前における名勝庭園において作庭者の判明する例は少なく、庭園史上の価値が高い。また近世後期における但馬の文化的な交流の一端を示すものとして貴重である。